ZIGExN Co.,Ltd.
最終更新日:2015年7月7日
株式会社じげん
代表取締役社長　平尾　丈
問合せ先:03-6380-2651
証券コード:3679
http://zigexn.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、インターネットを通じて、生活機会の最大化を行うことを目的とし、社会に貢献するサービスを提供し続け、あらゆるステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要と認識をしております。
そのため、当社グループは法令・社会規範・倫理を遵守しつつ、適正かつ効率的な経営活動に取り組むと同時に、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社じょうげん	25,025,000	48.41
平尾　丈	11,878,700	22.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	864,000	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	479,500	0.92
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	128,200	0.24
楽天証券株式会社	101,800	0.19
長澤 信治	101,000	0.19
株式会社SBI証券	92,000	0.17
坪根 隆幸	80,300	0.15
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人)株式会社三菱東京UFJ銀行	76,420	0.14

支配株主(親会社を除く)の有無 更新　平尾　丈

親会社の有無 更新　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新　東京 マザーズ

決算期 更新　3 月

業種 更新　情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新　100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新　100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主等との取引については、公正かつ適正な条件により行う方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須藤　実和	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤　実和	○	株式会社プラネットプラン代表取締役 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授	企業・ビジネスの研究活動及び経営コンサルティング活動の豊富な知見を持っていると共に、公認会計士の資格を有し、財務・経理分野に精通しているため、社外取締役に選任しており、また独立役員としても指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している

定款上の監査役の員数 更新	員数の上限を定めていない
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査を実施しております。
監査役監査につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行い、原則として月１回開催される監査役会において情報共有を行っております。
内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査担当者２名が内部監査業務を実施しており、策定した内部監査計画に則り全部門及び子会社に対して監査を実施し、監査計画については代表取締役社長に報告を行う体制となっております。
また、監査役、会計監査人、内部監査担当者は定期的に意見交換等を行っており、相互の連携を強化することで適切な監査を実施できるように環境を整備しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾上　正二	他の会社の出身者													
北村　導人	弁護士													
木村　忠昭	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾上　正二	○	―――	財務・経理分野における豊富な経験と幅広い見識、及び監査役としての経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて監査遂行が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役に選任しており、また、独立役員としても指定しております。
北村　導人		西村あさひ法律事務所パートナー	弁護士及び公認会計士としての高い専門性を保持していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて監査遂行が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役に選任しております。

木村　忠昭		株式会社アドライト代表取締役 株式会社ユーグレナ社外取締役 株式会社クラウドワークス社外監査役	公認会計士としての高い専門性を保持していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて監査遂行が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は社内取締役、社外取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を図るべく、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新　社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業積向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションを発行しております。付与対象者は社内取締役2名、社外取締役1名および従業員4名となっております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外役員の別に報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、経営管理部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説明を行うなどを行っております。また、社外監査役のうち1名は常勤監査役として社内に常駐しており、ヒアリング・資料提出等適宜必要な情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

〇取締役会
当社の取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名（3名全員が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。
〇監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席し、

必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監視しております。また、原則として、毎月１回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。
〇会計監査の状況
当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、松本保範、水野雅史の２名であり、当社に対する継続関与年数はいずれも７年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士４名、その他６名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査への対応できる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、株主総会招集通知の早期発送に関して、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現状、個人投資家向けの説明会及びびセミナーは開催しておりませんが、今後、個人投資家向けの説明会等を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表後にアナリスト、機関投資家に向けて説明会を実施し、代表取締役が業績や経営方針等の説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的説明会等は開催しておりませんが、海外投資家からのIR面談の依頼に対しては、個別面談や電話会議を実施しております。また、国内外で開催される各種カンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページの IR サイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は計絵経営企画部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページおよび適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会決議によって、業務の適正を確保するため「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。当方針で定めた内容を具現化するため、「職務権限規程」や「内部通報規程」等、統制に関連する規程を定期的に見直すと共に、内部監査担当や監査役を中心とし、内部統制システムの確立を図って参ります。

(1)当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
2. 当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
3. 当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
4.「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
5. 社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
6. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
7. 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当部門が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
8. 内部監査担当部門は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役社長に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。

(2)当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 原則として毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
2. 当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか当社グループの事業戦略についての討議機関として当社及び当社子会社の取締役等により構成する会議を原則として毎週1回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
3. 管理業務担当の取締役を設け、職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
4. 取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。

(3)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1. 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類(磁気的記録を含む。)は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。

(4)当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
2.「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
3. 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告する。
4. 関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

(5)当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行なう。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
2. 内部監査担当部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び改善状況を含む。)を把握、評価し、代表取締役社長及び監査役に報告する。

(6)当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。
2. 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
3. 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。
4. 当社内部監査担当部門は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
5. 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(7)取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
2. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
3. 当社は、監査役へ報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

（8）当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。
2. 監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役社長と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
3. 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
4. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は社会的秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、危機管理意識を持ち、いかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底しております。また警察や顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化に努めております。

Ⅴその他

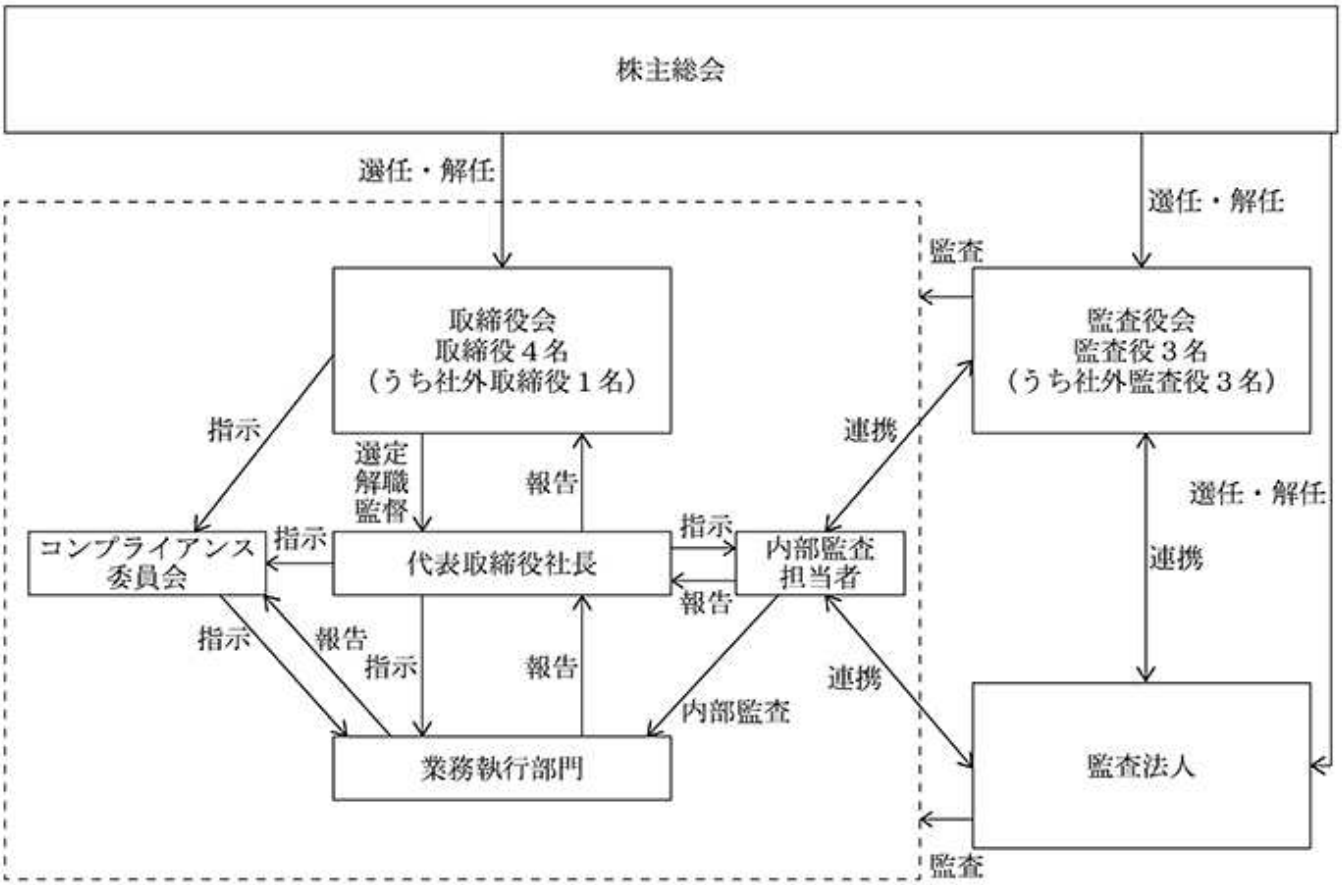
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新　　なし

該当項目に関する補足説明
―――

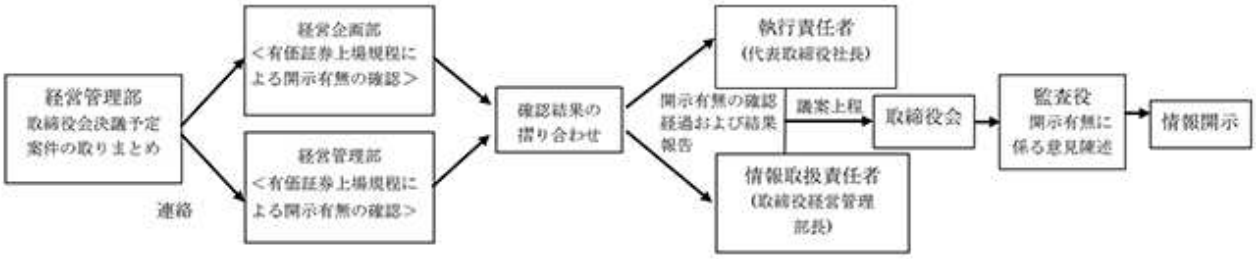
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

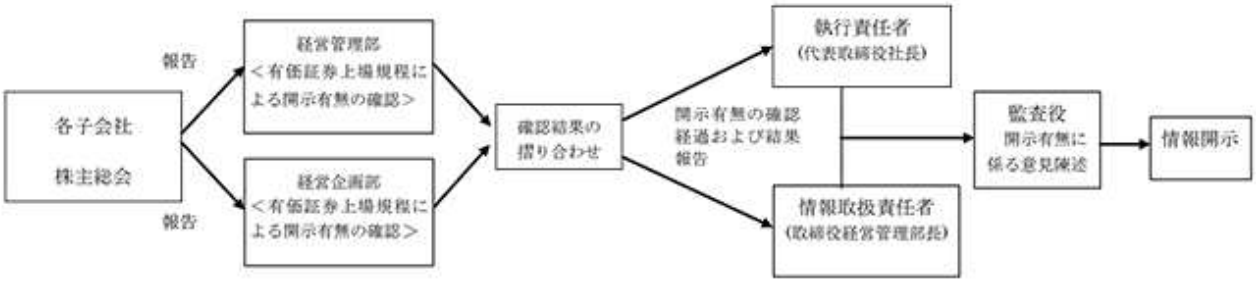


【適時開示体制の概要】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

